

## 国民年金保険料は社会保険料控除の対象です

### ■社会保険料控除で税額軽減

国民年金保険料は所得税法および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成28年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

### ■自身が納めた家族の分も対象に

ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族（お子さんなど）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

## 市内で二重電話詐欺発生！

## 「ATMで還付金」は詐欺です！

先日、市役所職員を騙り「国民健康保険税の還付がある。市役所のATMに行ってくれ」と電話をかけ、市役所のATMに誘導し、指示を出して機械を操作させ、現金を振り込ませるといふ事件が発生しました。

市では、市税などを還付す

れます。

### ■控除証明書の添付が必要です

平成28年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成28年1月1日から9月30日までの間に国民年

## 農業経営基盤強化に関する基本構想を策定

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（基本構想）は、農業を本市の基幹産業として振興していくために、農業が

金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られていますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収書を添付してください。（平成28年10月1日から12月31までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます）

問 土浦年金事務所（☎029・825・1170）

魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業経営基盤の強化を図るため、茨城県が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（基本方針）にあわせて策定するものです。

このたび、茨城県の基本方針が見直されたことに伴い、関連する事項などについて見直し、基本構想の策定を行いました。詳しくは市ホームページをご覧ください。

https://www.city.tsukubamiai.lg.jp/viewer/info.html?id=269989g=538

問 谷和原庁舎産業経済課 ☎58・2111（内線3104）

## 伝えます！障がいのこと

～障がい者支援コラム Vol. 5～

### 障がいを知ろう

12月3日～9日は「障害者週間」です。

障害者週間は、「国際障害者デー」である12月3日から「障害者の日」である12月9日までの1週間です。障がいのある方についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある方が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定されました。

さて、昔に比べて障がいのある方に対する認知度は高まっていますが、皆さんは障がいについて、どのようなイメージをお持ちでしょうか。また、どれくらい知っているでしょうか。障がいの種類や程度は様ではなく、「障がい」と一言で言っても、その症状、原因は実にさ

問 伊奈庁舎社会福祉課 ☎58・2111（内線4102）

まざまです。見た目からはわかりにくい障がいも多く、理解されずに不安を感じたり苦勞したりしている方も大勢いるのです。この障害者週間を機会に、障がいについて改めて考えてみたり、家族や友人と話し合ってみたりするのもいいかもしれません。

障がいに対する理解を深めるためには、まず、障がいを知らなければ始まりません。このコラムでは基本中の基本、3種類の障がい「身体障がい」「知的障がい」「精神障がい」について、特に見た目ではわかりづらい障がいを中心に説明したいと思います。特性や対応の仕方を理解することで、少しでも寄り添っていければいいですね。どんな障がいがあって、どんな配慮が必要なのか、次回からのコラムで詳しく書いていきたいと思います。